

令和3年度香川県障害福祉サービス施設・事業所等における
感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 令和3年度香川県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、障害福祉サービス施設・事業所等に対し、衛生用品等の購入に必要な経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援し、もってサービス提供体制を確保することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和3年12月22日障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」中、3（4）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業に該当する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表1の第2欄に定める基準額と総事業費から寄付金その他の収入額（実施主体が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額
 - (2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請手続)

- 5 この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 6 知事は、5に定める申請書が到着した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）（以下「耐用年数等省令」という。）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 2 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は耐用年数省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（補助金の返還）

- 8 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

（その他）

- 9 特別の事情により 4 又は 5 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 8 日から施行し、令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害福祉サービス施設・事業所等 における感染防止対策支援事業	知事が必要と 認めた額	需用費、役務 費、備品購入費	<u>10</u> 10

第1号様式

(様式1) 総括表

令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業
 (障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業) 助成金申請書

令和 4 年 月 日

香川県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	申請に関する担当者※	職名		氏名	

※代表者と異なる場合に入力

申請内容

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 療養介護 (定員40人以下)	0 か所	0 円
	2 療養介護 (定員41人~60人)	0 か所	0 円
	3 療養介護 (定員61人以上)	0 か所	0 円
	4 生活介護	0 か所	0 円
	5 自立訓練 (機能訓練)	0 か所	0 円
	6 自立訓練 (生活訓練)	0 か所	0 円
	7 就労移行支援	0 か所	0 円
	8 就労継続支援 A型	0 か所	0 円
	9 就労継続支援 B型	0 か所	0 円
	10 就労定着支援	0 か所	0 円
	11 自立生活援助	0 か所	0 円
	12 児童発達支援	0 か所	0 円
	13 医療型児童発達支援	0 か所	0 円
	14 放課後等デイサービス	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所	15 短期入所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
入所・居住系	16 施設入所支援 (定員40人以下)	0 か所	0 円
	17 施設入所支援 (定員41人~60人)	0 か所	0 円
	18 施設入所支援 (定員61人以上)	0 か所	0 円
	19 共同生活援助 (介護サービス包括型)	0 か所	0 円
	20 共同生活援助 (日中サービス支援型)	0 か所	0 円
	21 共同生活援助 (外部サービス利用型)	0 か所	0 円
	22 福祉型障害児入所施設 (定員40人以下)	0 か所	0 円
	23 福祉型障害児入所施設 (定員41人~60人)	0 か所	0 円
	24 福祉型障害児入所施設 (定員61人以上)	0 か所	0 円
	25 医療型障害児入所施設 (定員40人以下)	0 か所	0 円
26 医療型障害児入所施設 (定員41人~60人)	0 か所	0 円	

第1号様式

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
27	医療型障害児入所施設（定員61人以上）	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
訪問系	28 居宅介護	0 か所	0 円
	29 重度訪問介護	0 か所	0 円
	30 同行援護	0 か所	0 円
	31 行動援護	0 か所	0 円
	32 居宅訪問型児童発達支援	0 か所	0 円
	33 保育所等訪問支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
相談系	34 計画相談支援	0 か所	0 円
	35 地域移行支援	0 か所	0 円
	36 地域定着支援	0 か所	0 円
	37 障害児相談支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設の状況	フリガナ				事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別			定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)	※定員は療養介護、施設入所支援、障害児入所施設のみ記載		
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>

		基準単価	円	所要額	円
品目(マスク等)	所要額(円)	数量等			
合計(①)	0				

誓約事項

	令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の助成金交付を受けていない。
	この補助事業と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
	この補助事業に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

口座情報

	国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
	国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

第2号様式

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

申請者 所在地
事業者名

代表者名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった令和3年度障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、補助金交付要綱第7の（7）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。